

# 令和2年度臨時總會資料

〈式次第〉

開会

1. 支部長挨拶
2. 議長選出
3. 議事

第1号議案 令和2年度暫定活動報告

(令和2年10月末まで)

第2号議案 令和2年度活動計画(案)

第3号議案 令和2年度会計収支予算(案)

第4号議案 会則改正(案)

第5号議案 役員等選任(案)

4. その他

閉会

令和2年12月13日(日)

日本防災士会 千葉県北部支部

[会員数の推移(年度末)]

平成 27 年度 56 名  
平成 28 年度 85 名 (38 名入会 9 名退会)  
平成 29 年度 98 名 (19 名入会 6 名退会)  
平成 30 年度 133 名 (37 名入会 2 名退会)  
令和元年度 144 名 (25 名入会 14 名退会)  
令和 2 年度 150 名 (10 名入会 4 名退会) \*10 月末

## 第 1 号議案 令和 2 年度暫定活動報告(令和 2 年 10 月末まで)

### 1. 支部会則第 7 条に基づく会議の開催

- 1) 定期総会 (書面開催) 令和 2 年 6 月 9 日～6 月 15 日を書面決議表明期間として開催  
会は有効に成立し、活動計画、役員改選等の議案について原案通り可決・承認された。
- 2) 役員会 集合月 1 回、オンライン 1 回 計 8 回開催

### 2. 定期総会議決に基づく新役員募集及び活動計画検討

令和 2 年 7 月に新役員を募集し、その新役員候補による令和 2 年度活動計画の検討を令和 2 年 9 月から 10 月に行い、臨時総会に諮る活動計画案を役員会に答申した。

### 3. 支部会則第 7 条及び定期総会議決に基づく会議の開催

- 1) 臨時総会 令和 2 年 12 月 13 日(日)開催 (於)ハロー貸し会議室千葉駅前

### 4. 支部活動情報発信

- 1) 「北部支部会員の皆様へのお知らせ」、などを会員宛メール配信
- 2) 北部支部ホームページ (<http://www.bousaisikai.chiba.jp/>) に活動状況を掲載

### 5. 地域防減災力向上支援活動等

令和 2 年度の支援活動は新型コロナウイルス感染症の影響により少数となった。

番号	日付	支援案件名
1	7 月 22 日(水)	市町村防災担当職員実践研修支援
2	7 月 29 日(水)	市町村防災担当職員実践研修支援
3	8 月 3 日(月)	市町村防災担当職員実践研修支援
4	8 月 6 日(木)	市町村防災担当職員実践研修支援

5	8月24日(月)	千葉市草野公民館防災講演
6	8月31日(月)	シニアから始めるボランティア相談会活動紹介
7	9月24日(木)	印旛地区公民館連絡協議会防災研修
8	9月26日(土)	日本消費生活アドバイザー・相談員協会防災講演
9	9月27日(日)	野田市東新田自主防災会防災訓練
10	10月23日(金)	NHK千葉FM「花ラジちば」出演
11	10月25日(日)	野田市岩名第五区自治会防災訓練

## 5. 千葉県防災事業への協力

### ① 千葉県消防学校防災研修センター防災講座の日本防災士会への協力

番号	実施日	開催名
1	7月21日(火)	地域防災リーダー基礎コース【風水害編】
2	9月8日(火)	企業における防災対策講座【地震・津波編】
3	9月18日(金)	社会福祉施設における防災対策講座（実技訓練）
4	9月26日(土)	防災基礎講座【地震・津波編】
5	10月7日(水)	企業における防災対策講座（実技訓練）
6	10月10日(土)	地域防災リーダー基礎コース【地震・津波編】
7	10月20日(火)	社会福祉施設における防災対策講座【地震・津波編】
8	10月24日(土)	消防防災活動コース（実技訓練）

## 第2号議案 令和2年度活動計画(案)

### 活動基本方針

当会創設から10年の活動を省みて、各会員が、防災士となった初心の想起と活動意欲が喚起され、防災士としての更なる達成感が醸成でき、地域防減災に貢献する防災士団体となることを目指す。

### 活動計画執行・運営に当たって

令和2年度活動計画は、令和2年度臨時総会（本総会）以降、次回総会までとするが、「ウイズ コロナ」の社会状況を見定めつつ、スケジュールや活動内容等詳細を再討議し、適宜、修正等は役員会に諮り、執行・運営するものとする。

#### 1. 支部会則第7条に基づく会議の開催

##### 1) 令和3年度定期総会

令和3年度の新型コロナウイルス感染症の状況判断の上、開催時期・方法を検討する。

##### 2) 役員会 原則として月1回開催

#### 2. 地域防減災力向上支援活動推進

- 1) コロナ禍の状況を考慮しつつ、地方自治体、自治会、自主防災会、教育機関等からの依頼・要請等による防災・減災訓練支援、出前講座等を継続する。
- 2) 会員の参加意欲が向上でき、地域防災リーダー養成に波及効果が期待できる支援に重点を置く。

#### 3. 防災・減災に関する知識/スキルアップ訓練等

会員の防減災に関する知識向上および技術研鑽、活動連携推進等のネットワーク化を図る活動については、中期的展開（複数年度）で取り組む。いずれの施策も実施に当たってはプロジェクトチーム等を設置し、スケジュール等を具体化する。

##### 1) タウンミーティングの開催と地域統括副支部長制度の設置をする。

##### 2) スキルアップできる仕組みと、地域防災リーダー活動をさらに推進できる支援を行う。

①スキルアップ研修プログラム（修得要件表）を作成する。

②防災人財台帳(スキルカルテ)を作成する。

③教材や展示物、訓練資機材の共有化や提供を行う。

#### 4. 災害に即応できる災害対策支援活動展開の計画と体制の整備

当会の「災害・危機管理マニュアル」に基づき、災害に即応できる計画と体制を整備する。

- 1) 災害対策本部長を常任とする。
- 2) 災害対策用資機材の備蓄と、活動資金を予算化する。
- 3) 発災時の行動マニュアルを整備し、訓練等を適宜実施する。
- 4) NHKとの連携協力に対応できる体制構築を目指す。

#### 5. 上記2、3、4の活動を促進する運営基盤の強化

- 1) 会名称に「千葉県防災士連絡会」を追加し、現在の会名称と併用する。  
活動地域を想起させない会名称を追加し、千葉県全体を活動地域としていることを明示的にする。
- 2) 会員資格「協働会員」を新設する。  
当会の研修会や支援活動、災害時の協働活動等への参加を奨励し、当会の地域防災活動貢献度、団体活動の意義を、活動を通して理解してもらい、正会員への転向を勧奨する。  
会員資格は概ね1年間として、会費は無料とする。
- 3) 当会活動のPRを積極的に展開し、自治体や防災関連団体との関係強化及び、支援活動受託を促進する。
- 4) 当会ホームページ充実化を継続して推進し、さらなる会内のコミュニケーション強化や、当会のPR、防災情報の共有化など、千葉県内の防災関係者の交流サイトを目指す。
- 5) 会員及び支援案件の拡大に伴い、事務局体制を強化する。
- 6) 昨年度制定した、「個人情報取扱規程」「災害・危機管理マニュアル」の浸透を図る。
- 7) 役員以外に、会員が意思決定に参画できる体制を目指す。
- 8) 会議体運営は、スピード感ある審議体制と闊達な議論ができる執行を目指す。

#### 6. 永続的な活動モデルと枠組みの構築の訴求

当会が10年間の地域防減災活動で培った、支援地域や防災団体等との連帯感と信頼、当会に蓄積されたスキル、会員の活動実績が築いた活動ベースなどを、継承し維持発展させ、さらに広域化高度化に対応できるような、当会の活動モデルと枠組みの構築を目指す。

- 1) 防災士団体として、永続的な活動基盤を構築する。  
活動モデルや枠組みについては、新役員で討議し、会員の意見を集約し具体化する。
- 2) 防災協働社会の実現を目指し、持続蓄積型の支援活動へ改革する  
各支援団体先向けに、継続性と蓄積効果が期待できるカリキュラムメニューを提示し、災害時に研修訓練の実効性が発揮できる組織になれる支援活動を目指す。

### 第3号議案 令和2年度会計収支予算(案)

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	10月20日実績	～3月31日予算	令和2年度予算
<b>I 経常収益</b>			
<b>1. 受取会費</b>			
正会員受取会費	34,000	0	34,000
賛助会員受取会費	0	0	0
<b>2. 事業収益</b>			
防災活動支援事業収入	57,999	90,000	147,999
災害支援活動事業収入	0	0	0
<b>3. その他収益</b>			
日本防災士会助成金	0	84,000	84,000
受取利息	7	0	7
雑収益	13,140	0	13,140
<b>A. 経常収益計</b>	<b>105,146</b>	<b>174,000</b>	<b>279,146</b>
<b>II 経常費用</b>		0	
<b>1. 事業費</b>			
①防災活動支援事業	46,758	87,000	133,758
②災害支援活動事業	0	280,000	280,000
<b>2. 管理費</b>			
①事務局運営費	84,951	50,000	134,951
②役員会費	45,300	5,000	50,300
③総会費	58,759	77,550	136,309
④地域統括活動費	0	60,000	60,000
③タウンミーティング費	0	100,000	100,000
<b>B. 経常費用計</b>	<b>235,768</b>	<b>659,550</b>	<b>895,318</b>
<b>当期収支差額</b>	<b>△ 130,622</b>	<b>△ 485,550</b>	<b>△ 616,172</b>
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>1,266,588</b>	<b>0</b>	<b>1,266,588</b>
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>1,135,966</b>	<b>△ 485,550</b>	<b>650,416</b>

## 第4号議案 会則改正(案)

以下の改正を行う。文面は第4号議案参考資料を参照。

### 1) 活動計画推進のための改正

- ①会名称「千葉県防災士連絡会」の追加：第1条（名称）、第6条（役員等）を変更する。
- ②協働会員の 신설：第2条（構成）、第10条（会費等）に追加する。
- ③事務局の強化：第6条（役員等）を変更する。
- ④災害対策本部長等の職務：第6条（役員等）を変更する。
- ⑤地域統括副支部長制度の設置：第7条（会議）に追加する。
- ⑥災害対策支援活動強化：第4条（活動）を変更、第9条（役員会）に追加する。
- ⑦運営基盤の強化：第11条（会計）に追加する。第5条（事務所）を変更・追加する。

### 2) 実態との整合

- ①会員資格、退会条件の明確化：第2条（構成）に追加する。
- ②日本防災士会支部規程との整合：第6条（役員等）に追加する。
- ③役員 of 解任条件の明確化：第6条（役員等）に追加する。
- ④役員会 of 役割明確化：第9条（役員会）に追加する。

## 第5号議案 役員等選任(案)

当会会則第6条に基づく役員会の構成、及び監査委員について以下を選任候補とする。

役員	支部長	藤田隆雄
	副支部長	※青山久子、※大塚晃一、岡田和也、佐藤修一、谷正美、 中村利孝
	事務局長	竹内哲志
	会計	○谷正美
監査委員		高崎勝利、西川和也

(以下は役員等ではないが、会の運営にかかわるため本議案に記載する)

災害対策本部長	藤田隆雄、(代行) 谷正美、佐藤修一
地域統括副支部長	石川孝、石田健、小椋養一、高場捷美、筒井義臣、平山 優子、渡邊一弘
事務局次長	青山久子、石川孝、岡田和也、熊澤晃、早川鋭
顧問	今井富雄(睦沢町教育委員会教育長) 宍倉朋胤(社会医療法人社団正朋会理事長、 地域災害医療コーディネーター) 澤島 博(四街道市 危機管理監) 二見弘幸(元千葉県松戸市危機管理課参事補) 船倉武夫(千葉科学大学 危機管理学部教授)

記載は五十音順、候補者氏名前の記号は、「※」印新任、「○」印は兼任

なお、役員会の議決により役員等を補充することができる(本人から役員退任の申出があり、役員会がこれを認めた場合を含む)。

(以下余白)



第3号議案 参考資料

令和2年度 活動計算書 補充資料

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	令和2年度予算	補足(実績は10/20まで)
<b>I 経常収益</b>		
<b>1. 受取会費</b>		
正会員受取会費	34,000	納入済み年会費(2,000円×17)
賛助会員受取会費	0	
<b>2. 事業収益</b>		
防災活動支援事業収入	147,999	支援案件10件(実施済み4件)
災害支援活動事業収入	0	
<b>3. その他収益</b>		
日本防災士会助成金	84,000	1. 200円×70名
受取利息	7	総合口座利息
雑収益	13,140	予約済み定期総会会場費(千葉県文化ホール)返還等
<b>A. 経常収益計</b>	<b>279,146</b>	
<b>II 経常費用</b>		
<b>1. 事業費</b>		
①防災活動支援事業	133,758	活動支援費10万円(実施済み3.4万円)、消耗品、印刷費
②災害支援活動事業	280,000	災害用資材購入20万円、資機材賃貸5万円、活動支援費
<b>2. 管理費</b>		
①事務局運営費	134,951	Zoom, HP維持費用、名刺、支部長印
②役員会費	50,300	4,5月役員会会場費(ハロー貸会議室)
③総会費	136,309	臨時総会会場費5万円、総会郵送・印刷(定期総会、役員募集、臨時総会)8万円
④地域統括活動費	60,000	印刷費、消耗品費、会場費
③タウンミーティング費	100,000	研修費、印刷費、会場費等
<b>B. 経常費用計</b>	<b>895,318</b>	
<b>当期収支差額</b>	<b>△ 616,172</b>	
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>1,266,588</b>	
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>650,416</b>	

## 日本防災士会千葉県北部支部会則（改正案）

設 立 日：平成21年4月21日

最終改正：令和2年12月13日

(名称)

~~第1条 本会は「日本防災士会千葉県北部支部」(以下「本会」という。)と称する。~~

(変更) ↓

第1条 本会は千葉県ほかで、防滅災活動をする防災士等が集合する団体であり、千葉県防災士連絡会と称する。特定非営利活動法人日本防災士会定款第38条に基づく名称は、日本防災士会千葉県北部支部と称する。

2 日本防災士会千葉県北部支部会則は、千葉県防災士連絡会としても適用し、その場合は千葉県防災士連絡会会則と読み替える。

(構成)

~~第2条 本会は、特定非営利活動法人日本防災士会定款第38条に基づく同会の支部であり、会員は次のとおりとする。~~

(変更) ↓

第2条 本会の会員は次のとおりとする。

(1) 正会員：本会の趣旨に賛同し入会した防災士、または防災士と同等の知識、技能を有する個人

(2) 賛助会員：本会の事業を賛助するために入会した個人または団体

(追加)

(3) 協働会員：本会の活動趣旨に賛同し、仮入会した防災士、または同等の知識、技能を有する個人。資格期間は入会年度の年度末までとし、資格期間終了後は正会員または退会を選択する。

~~2 正会員に総会議決権を付与する。~~

(変更) ↓

2 正会員のみ総会議決権付与する。

3 本会の活動範囲は原則として千葉県とする。ただし、県外での活動を妨げるものではない。

~~4 会員の範囲は原則として千葉県に在住又は在勤する者とする。~~

(変更) ↓

4 会員の範囲は原則として千葉県に在住又は在勤する者、または在住又は在勤していた者のほか、役員会で会員として認められた者とする。

(追加)

5 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人より退会の届け出があった時。
- (2) 会員が会費の納入を催促後も2年以上怠った時。
- (3) 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けた時。
- (4) 除名された時。
- (5) 本会の趣旨・目的に反する活動あるいは社会的良識に反する行為を行ったと役員会が判断し、注意勧告を行っても改善が見られない場合。

(目的)

第3条 本会は、「自助」、「共助」の原則のもと、平時は会員としての防災および減災(以下「防減災」という)に関する技術研鑽並びに一般市民を対象に防減災啓発活動や地域防減災力の向上を図り、災害時には救援活動を行うことによって、安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員の防減災に関する知識向上および技術研鑽に関すること。
- (2) 地域への防減災意識の普及、啓発に関すること。
- (3) 地域防減災力の向上に関すること。
- ~~(4) 災害時救援に関すること。~~

(変更) ↓

- (4) 本会の事業継続計画及び災害対策支援活動に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(事務所)

~~第5条 本会の事務所を、事務局長宅におく。~~

(変更) ↓

第5条 本会の事務所を、支部長が定めた所在とするが、災害時等緊急時は別途定めるものとする。

(役員等)

~~第6条 本会に次の役員をおき、もって役員会を構成する。~~

(変更) ↓

第6条 本会は、日本防災士会千葉県北部支部としては、次の役員を置き、もって役員会を構成する。千葉県防災士連絡会としては、支部長を会長、副支部長を副会長と読み替える。(以下同)

- (1) 支部長 1名

(2) 副支部長 若干名

(3) 事務局長 1名

~~(4) 会計 1名~~

(変更) ↓

(4) 会計 若干名

(5) 幹事 若干名

2 本会に監査委員2名をおく。

監査委員は、本会の関わる金銭出納関係及び事業全般の監査を行い、総会に報告する。  
なお、~~すべての会議に出席できるものとする。~~ (変更) →~~すべての会議に出席することができるものとする。~~

3 本会に顧問をおくことができる。

~~4 役員及び監査委員の任期は2年間とし、3年目の定期総会終了時までとする。(欠員により補充した役員の任期は前任者の残任期間とする。)~~

(変更) ↓

4 役員及び監査委員の任期は、別に定めがない限り、3年度目の定期総会終了時までとする。欠員により補充した役員の任期は、前任者の残任期間とする。また、再任は妨げない。

5 支部長は、本会を代表して会務を総括する。

6 副支部長は、支部長を補佐し支部長不在の場合はその職務を代行する。

7 事務局長は、会務全般の事務を執行する。

8 会計は、本会に関わる金銭の出納を執行する。

9 幹事は、本会の事業全般の運営について補佐する。

(追加)

10 役員は、特定非営利活動法人日本防災士会正会員であることを要件とする。

11 役員会が選任した災害対策本部長は、災害対策本部を統括する。

12 役員会が選任した地域統括副支部長は、当該地域で役員等と共同して活動を遂行する。  
また、発災時は、別途定める規定に伴って活動する。

13 役員会が選任した事務局次長は、事務局長を補佐する。

14 役員が次の各号の一に該当する場合には、役員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 会員資格を喪失したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(会議)

第7条 本会に次の会議をおく。

- 1 定期総会および臨時総会
- 2 役員会

(総会)

第8条 本会は、年に1回、定期総会を開催し次の事項を議決する。

- (1) 役員および監査委員の選任に関する事項
- (2) 予算の決定
- (3) 事業計画の決定
- (4) 会則の改正に関する事項
- (5) 決算の承認
- (6) その他の事項

2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき。

3 総会開催については開催日の7日前までに正会員に通知を行わなければならない。

4 総会は正会員の2分の1以上の出席(委任状によるものを含む)をもって成立する。

5 総会の議決は出席した正会員の過半数(委任状によるものを含む)の賛成をもって決する。

(役員会)

第9条 役員会の議決は役員総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は支部長の決するところによる。

2 役員会は次の事項について議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) 顧問の選任に関すること。

(追加)

- (4) 災害対策本部長、地域統括副支部長、事務局次長の選任及び解任に関すること。
- (5) 災害時等で緊急を要する業務執行に関すること。
- (6) 外部要因に起因する、業務執行に関すること。
- (7) 役員解任に関すること。
- (4) (変更) →(8) その他総会の議決を要しない業務執行に関すること。

(会費等)

第10条 会員は、本会の運営に必要な経費として年会費を納入するものとする。なお、年

会費の納入は、全額一時払いとする。

- 2 正会員の年会費は、2,000円とする。
- 3 賛助会員の年会費は、10,000円とする。

(追加)

- 4 協働会員の年会費は、不要とする。

(会計)

第11条 本会の経費は、会費、寄付金等をもってこれにあてる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(追加)

- 3 本会の通常会計に、準備金及び目的別基金の費目で計上し、独立した経理管理を行う特別会計を設置することが出来る。

(1) 特別会計の設置にあたっては、設置目的、支出範囲、設置期間を定める。

(2) 特別会計の設置には総会の議決を必要とするが、緊急を要するときは役員会の議決により設置できる。

(3) 設置期間が終了した時、本会の監査委員による監査を行う。

(施行)

~~第12条 この会則は、平成21年4月18日から実施する。~~

(変更) ↓

第12条 この会則は、令和2年12月13日から実施する。

(付則)

この会の設立当初の会計年度は第11条の規定に関わらず、平成21年4月18日から平成22年3月末日までの期間とする。

- 2 第8条1項(4)の規定に関わらず、平成22年度定期総会開催までの期間における本会則の改正は、役員会の議事により改正することができる。但し、本会則を改正した場合は直近総会において会則改正報告を行うものとする。

- 3 前項にもとづく平成21年度での会則改正は、平成22年度定期総会(平成22年4月24日開催)で改正報告された。

- 4 平成24年度定期総会(平成24年4月22日開催)で、会則を改正し、同日施行する。

- 5 平成27年度定期総会(平成27年4月19日開催)で、会則を改正し、同日施行する。

- 6 平成28年度臨時総会(平成28年8月21日開催)で、会則を改正し、同日施行する。

(追加)

- 7 令和2年度臨時総会(令和2年12月13日開催)で、会則を改正し、同日施行する。